

# 天草広域連合職員措置請求書

2024（令和6）年3月27日

請求人ら代理人

弁護士

板川 俊介



天草広域連合 監査委員 御 中

## 請求人らの表示

別紙請求人目録記載のとおり

請求人らは、地方自治法242条1項に基づき、天草広域連合監査委員に対し、職員措置請求をする。

## 措置請求の趣旨

- 1 天草広域連合長馬場昭治は、川崎技研株式会社ないし天草グリーンサービス株式会社に対し、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業費として368億5000万円を支出してはならない。
  - 2 天草広域連合馬場昭治が、川崎技研株式会社ないし天草グリーンサービス株式会社に対して天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業費として368億5000万円の全部又は一部を支出したときは、天草広域連合は、馬場昭治に対して、同額を請求せよ。
- との措置を求める。

## 措置請求の理由

### 第1 当事者

請求人らは、天草市、上天草市、苓北町の3市町の住民である。

### 第2 事案の概要

本件は、天草市、上天草市、苓北町からなる天草広域連合が、従前、同連合内に5つ存在したごみ処理施設を1箇所に集約して新設し、令和3年以降、総合評価入札制度に基づいて事業者の選定を行い、令和5年5月に落札者を決定し、同年7月から8月にかけて、天草広域連合が落札者の企業グループとの間で、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する諸契約を締結したが、後述するような種々の法的な問題点が存在しており、とりわけ、新ごみ処理施設から排出される焼却灰等の資源化業務の期間が、当初は19年9カ月であったのを、事後的に5年に短縮したにもかかわらず、契約金額は減少されていないため、明らかに過大な契約金額で契約を締結していること、さらには、当初の契約によれば焼却灰等の資源化を実施するはずの施設が建設できない事態となり、現時点では、その建設のめども立たない状況に陥り、このまま契約代金を支出してしまえば、新ごみ処理施設整備・運営事業の目途も立たない状況で、368億円超という巨額の血税からなる公金から支出することになり、実際に支出してしまえば、その回収はもはや不可能であるため、将来にわたって、天草広域連合傘下の住民らに多大なる損害を被らせることが明らかな状況において、そのような損害の発生を回避するために、地方自治法242条1項に基づいて、職員措置を求めるものである。

### 第3 対象となる財務会計上の行為

#### 1 これまでの事実経過

##### (1) 新ごみ処理施設整備・運営事業の計画

天草市、上天草市、及び、苓北町からなる天草広域連合長である馬場昭治（以下「連合長」という）は、令和3年5月、新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という）で採用する処理方式として、より多くの事業者の参加による競争性を確保した入札を行うこと等を目的として、「ストーカ式焼却方式＋灰資源化」、「シャフト炉式ガス化溶融方式」に決定した（甲1「ごみ処理方式の評価に伴う選定結果について（通知）」）。

令和4年3月、連合長は、本件事業に関し、天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）が、全国の

同規模施設において複数社の参加により適正な価格競争が行われたであろう事例（すなわち、いわゆる１社入札事案と、予定価格に対する落札率が７０％以下となった事例を除いたもの）を基に作成した設計・建設費、及び、プラント企業から提出された参考見積（諸経費を含め）に基づいて作成した本件事業の予算案として、税込総額３６，９４３，５００，０００円（うち設計建設業務費１７，７９９，１００，０００円、運営維持管理業務費１９，１４４，４００，０００円）の報告を受けた（甲２「天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業予算案検討結果報告書」）。

（２） 予算案の可決

その後、令和４年７月１９日に召集された令和４年第３回天草広域連合議会（臨時会）において、上記予算案は、一般会計補正予算（第２号）として可決した（甲３、４「令和４年第３回天草広域連合議会（臨時会）議事録」）。

（３） 入札公告

令和４年８月１７日、連合長は、本件事業の落札企業グループが決定した後、当該企業グループによって設立される特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という）に対して、令和９年７月１日から令和２９年３月３１日（１９年９カ月）の間、最終生成物等運搬業務委託、焼却灰等資源化業務委託、不燃残渣等処分業務委託を業務の一環とした運営業務委託を受注させることを目的として、予算の総額、その内訳ともに選定委員会が報告を行った上記額（甲２）と同じ額を予定価格と定めて、本件事業の入札公告（総合評価競争入札・地方自治法施行令１６７条の１０の２）を行った（甲５ないし１１）。

（４） 応札と契約内容変更の要請

これを受け、令和４年１０月３日までに、川崎技研を代表する企業グループ（以下「いるかグループ」という）と、日鉄エンジニアリング株式会社九州支店を代表とする企業グループ（以下「かもめグループ」という）の２つの企業グループから入札参加申請書の提出を受け、令和４年１０月７日付けで、連合長は、同２グループに対し、参加資格を有する結果を通

同規模施設において複数社の参加により適正な価格競争が行われたであろう事例（すなわち、いわゆる１社入札事案と、予定価格に対する落札率が７０％以下となった事例を除いたもの）を基に作成した設計・建設費、及び、プラント企業から提出された参考見積（諸経費を含め）に基づいて作成した本件事業の予算案として、税込総額３６，９４３，５００，０００円（うち設計建設業務費１７，７９９，１００，０００円、運営維持管理業務費１９，１４４，４００，０００円）の報告を受けた（甲２「天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業予算案検討結果報告書」）。

（２） 予算案の可決

その後、令和４年７月１９日に召集された令和４年第３回天草広域連合議会（臨時会）において、上記予算案は、一般会計補正予算（第２号）として可決した（甲３、４「令和４年第３回天草広域連合議会（臨時会）議事録」）。

（３） 入札公告

令和４年８月１７日、連合長は、本件事業の落札企業グループが決定した後、当該企業グループによって設立される特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という）に対して、令和９年７月１日から令和２９年３月３１日（１９年９カ月）の間、最終生成物等運搬業務委託、焼却灰等資源化業務委託、不燃残渣等処分業務委託を業務の一環とした運營業務委託を受注させることを目的として、予算の総額、その内訳ともに選定委員会が報告を行った上記額（甲２）と同じ額を予定価格と定めて、本件事業の入札公告（総合評価競争入札・地方自治法施行令１６７条の１０の２）を行った（甲５ないし１１）。

（４） 応札と契約内容変更の要請

これを受け、令和４年１０月３日までに、川崎技研を代表する企業グループ（以下「いるかグループ」という）と、日鉄エンジニアリング株式会社九州支店を代表とする企業グループ（以下「かもめグループ」という）の２つの企業グループから入札参加申請書の提出を受け、令和４年１０月７日付けで、連合長は、同２グループに対し、参加資格を有する結果を通

知した（甲13）。

なお、このうち、かもめグループからは、令和4年10月3日付けで、運営業務、最終生成物等運搬業務、焼却灰等資源業務委託、不燃残渣等処分業務が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に抵触する可能性がある旨を指摘し、各業務委託契約の内容の変更を検討するよう記した『「入札参加資格申請書」の提出に関する状況と今後の入札参加に向けたお願い』が提出された（甲14）。

（5） 締め切り終了後の契約内容の変更

令和4年11月25日、連合長は、令和4年11月11日までに入札参加者から提出された「第2回入札説明書等に関する質問意見及び当該質問意見」（甲15）と合わせ、同入札参加者が作成、提出した「要求水準書（運営維持管理編）（案）」（甲16）、「基本協定書（案）」（甲17）、「基本契約書（案）」（甲18）、「運営業務委託契約書（案）」（甲19）、「焼却灰等資源化業務委託契約書（案）」（甲20）、「最終生成物等資源化業務委託契約書（案）」（甲21）の内容を加味した上で、当該業務委託契約書をさらに変更する旨を公表した。

これを受け、令和4年12月2日、連合長は、広域連合のホームページにおいて、上記のとおり変更された「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「最終生成物等資源化業務委託契約書（案）」、「焼却灰等資源化業務委託契約書（案）」、「不燃残渣等処分委託契約書（案）」を公表した（甲22）。

（6） 落札者の決定

その後、令和4年12月14日付けで、かもめグループは、連合長に対して辞退届を提出した（甲23）。

その結果、残る入札参加者は、いるかグループ1社となったが、連合長は入札手続きを中止することなく、継続した。

令和5年5月16日、選定委員会は、事業者ヒアリングと入札価格の開札を行い、建設費145億円（税抜・税込み159億5000万円）、運営費190億円（税抜・税込み209億円）にて入札した株式会社川崎技

研を代表する企業グループ（「いるかグループ」）を落札候補者と決定し、その結果を審査講評として取りまとめた。

これを受け、連合長は、令和5年5月30日付けで、いるかグループを落札者とする旨決定した（甲13）。

（7） 正式な工事契約等の成立

その後、令和4年12月2日に公表（変更）された契約内容（甲22）に基づき、建設工事請負契約の締結について、「天草広域連合議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、天草広域連合議会の議決を取得した日を以て、本契約書として成立することを確認した上で、

㊦令和5年7月26日付「基本契約書」（相手方：株式会社川崎技研他9社）（甲25）

㊧令和5年7月28日付けで「工事請負仮契約書」（相手方：川崎技研・大豊建設特定建設工事共同企業体）（甲26）

㊨令和5年8月21日付けで「運營業務委託契約書」（相手方：天草グリーンサービス株式会社）（甲27）

㊩令和5年8月21日付けで、「主灰に関する最終生成物運搬業務委託契約書」（相手方：ツネイシカムテックス陸運株式会社他1社）（甲28）

㊪令和5年8月21日付けで、「飛灰に関する最終生成物等運搬業務委託契約書」（相手方：株式会社Green prop 他1社）（甲29）

㊫令和5年8月21日付けで、「不燃残渣に関する最終生成物等運搬業務委託契約書」（相手方：株式会社大島産業他1社）（甲30）

㊬令和5年8月21日付けで、「主灰に関する焼却灰等資源化業務委託契約書」（相手方：株式会社ツネイシカムテックス他1社）（甲31）

㊭令和5年8月21日付けで、「飛灰に関する焼却灰等資源化業務委託契約書」（相手方：三池精錬株式会社他1社）（甲32）

㊮令和5年8月21日付けで、「不燃残渣等処分業務委託」（相手方：株式会社大島産業他1社）（甲33）

をそれぞれ締結した。

その後、連合長は、令和5年8月24日、天草広域連合議会定例会に「工事請負仮契約書」（相手方：川崎技研・大豊建設特定建設工事共同企業体）（甲26）を提出し、同議会の議決を得たことから、上記各契約（甲25～33）について、本契約としての効力が発生した。

（8） 焼却灰資源化業務の施設が存在しなかったこと

ところが、上記㊦の契約においては、契約時点、すなわち、令和5年8月21日の時点で、株式会社ツネイシカムテックスが運営する広島県福山市の資源化施設は、実在しないことが明らかとなっていた（甲52「復命書」）にもかかわらず、同月24日付けで、上記正式な契約を成立させていたことが判明した。

（9） 福山市の資源化施設が建設延期（事実上不可能）となったこと

さらに令和6年1月17日頃、上記㊦の契約の相手方である株式会社ツネイシカムテックスから、広域連合に対して、同社が焼却灰の資源化施設の建設を予定していた広島県福山市の施設が、予定通り建設できないことが明らかになった（甲63「令和6年第1回議会全員協議会」）。

このため、連合長は、令和6年3月8日、代替策として、当初予定していた広島県福山市ではなく、株式会社ツネイシカムテックスが埼玉県に有する別施設に焼却灰を運搬する方針を説明するに至った（甲64「川崎技研グループの代替案について」（令和6年3月8日全員協議会資料））。

（10） 計画の一時中止

その後、連合長は、令和6年3月22日、設計業務の一時中止することを決め（甲26「建設工事請負契約書」第20条2項「発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事等の中止の内容を受注者に通知して、本工事等の全部又は一部を中止させることができる」との規定に基づくものと思われる）、すでにその旨の報道もなされている状況にある。

## 2 違法な財務会計上の行為

ア 20年の想定で設定された予算額を19年9カ月に短縮したにもかかわらず、

## 予算額を変更せずに契約したことの違法

まず、上記のとおり、連合長が、令和4年7月19日、令和4年第3回天草広域連合議会（臨時会）において可決を得た本件事業にかかる予算額は、当初は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までの「20年間」、施設を運営することを条件として、プラント企業が作成して広域連合に提出した参考見積を基に積算されたものであった。

しかし、連合長は、上記のとおり、令和4年8月17日の入札公告において、施設の運営期間を令和9年7月1日から令和29年3月31日までの19年9カ月（3か月間）に減じたにも関わらず、予算額と同額を予定価格と設定し、その後、そのまま入札を執行した。

このように、契約の履行期間（19年9カ月）に合わせて、予定価格の減額措置を行わなかったことは、適正な「予定価格」について定める地方自治法第234条第3項、及び、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」（下線部は代理人による）とする予算決算及び会計令第80条2項、及び、これと全く同様の文言を用いた天草広域連合契約規則第6条3項の規定に反するものであり、違法な「契約の締結」（地方自治法242条1項）である。

## イ 1社入札となったにもかかわらず入札手続きを中止せずに契約締結に至った違法

次に、令和3年3月9日実施の選定委員会広域連合長報告において、連合長は、委員長から、「1社入札か複数応札かによって入札価格が予定価格よりも20%程度安価となる」旨の報告を受けた（甲36・4頁）。

この報告を受けて、令和3年5月21日付け、天広連環第9号において、全国でも事業者数が多く競争性をより確保できる「ストーカ式焼却炉」+「灰資源化」を入札に付す処理方式の1つとして選定したことは（甲1）、上記で述べたとおりである。

令和4年3月、連合長は選定委員会から当事業に予算案の報告を受け

た（甲2）。この報告においても、複数社の参加によって適切に価格競争が可能であることが言及されている。

さらに、連合長は、令和5年8月24日に開会された令和5年第4回天草広域連合議会定例会において、複数社の競争入札によって価格も予定価格よりできるだけ低い価格で実施できることを目指してきた旨発言している（甲37・13頁）。

以上からして、連合長は、本件事業の入札が、仮に、本件入札がいわゆる総合評価方式であったとしても、複数社の参加でなければ適正な価格による競争入札が行われないことは十分認識していたものである。

そして、このことは、落札者の決定前の段階から連合内部でも大きな問題となっていた。すなわち、本件事業の入札において、仮に1社入札となった場合の取扱いについて、連合長は、令和4年8月10日に開会された令和4年第3回議会全員協議会において、「1社入札になった場合の対応を問われ、「今日の会議後に正副連合長会議を予定しており協議する」旨発言した（甲38・9～10頁）。

ところが、同日、すなわち、令和4年8月10日には、正副連合長会議は開催されておらず（甲39「行政文書不開示決定通知書」では、同日の正副連合長会議の議事録自体が存在しないとされている）、1社入札の取扱いに関する協議資料も存在しないとされているのである（甲39ないし41）。

これらの各事実からすれば、連合長は、本件事業の当初から、競争原理を重視してきたと発言しながら、その後、実際に1社入札に至った後でも、何らの措置も取らなかった取扱いには、明らかに矛盾があるとともに、果たして、1社入札の場合に、どのような対処をするのかという重要な問題についても、何らの議論もなされていないにもかかわらず、正副連合長会議でこれを可とした過程も明らかに不透明である。

このように、本件入札過程においては、1社入札の場合の対応の仕方が何ら定まっていなかったのであるから、競争原理を重視してきた立場からすれば、入札手続きをいったん中止すべきであったにもかかわらず、何ら

の措置も取らずに違法に契約の締結に至ったものである（地方自治法 24 条 2 条 1 項）。

ウ 入札申請の期限後に契約条件を変更して契約に至った違法

上記のとおり、連合長は、令和 4 年 12 月 2 日付けで、

- ㊦ 基本協定書（案）
- ㊧ 基本契約書（案）
- ㊨ 運營業務委託契約書（案）
- ㊩ 最終生成物資源化業務委託契約書（案）
- ㊪ 焼却灰等資源化業務委託契約書（案）
- ㊫ 不燃残渣処分委託契約書（案）

に変更した（甲 22）。

この変更によって、SPC（本件では、天草グリーンサービス株式会社）が、運營業委託の一環として、最終生成物等資源化業務委託、焼却灰等資源化業務委託、不燃残渣等処分委託を、広域連合から一括して受注（その上で、下請け業者に委託）するという従前の条件から、最終生成物等資源化企業、焼却灰等資源化企業、不燃残渣等処分企業が、それぞれ広域連合から直接、当該業務を受託することとなった。

すなわち、本件事業における契約構図（法的関係も含めて）は、この時点において、従前の枠組みから大きく変更されたものである。このような大きな変更は、入札における質疑応答（甲 15）において変更することが許容される程度の軽微な変更の枠を超え、本来であれば、「要求水準書（運営・維持管理編）」（甲 5）の（第 3 章第 8 節（1））では、「運営事業者は最終生成物等の資源化計画書を策定し、自らの責任で最終生成物の場外搬出を行うとともに資源化を行うこと。」と明記されており、SPC 自身が自らの責任で資源化を行う義務を負っているとされているのであるから、その基本構造を変更するのであれば、「要求水準書（運営・維持管理編）」（甲 5・17 頁「第 8 章（1）」）の変更を行って、契約に至るべきであったことは理論的にも当然のことである。

さらに、この措置が行われた理由について、連合長は、令和5年7月13日に開会された第3回天草広域連合議会臨時会において、「応札者の門戸を広げるため」と述べ（甲47・4～5頁）、また、令和6年1月24日付け公開質問状回答書においても「入札参加意欲の向上、応札の門戸を広げる意味がある」と回答した（甲12・2頁）。

しかし、入札参加申請自体が、この契約変更より約2カ月前の令和4年10月3日の時点ですでに締め切られていたことを踏まえる限り、この変更によって応札者の門戸（応札者数）が増えることは、物理的にあり得ないことであり、この変更についての連合長の説明は論理的に破綻しているのであって、正当性を持ちえない。

また、連合長は、令和5年8月24日に開会された第4回天草広域連合議会定例会において、「大分市の事例を参考にした」とも発言をしているが（甲37・13頁）、広域連合には、そもそも大分市に照会などを行った記録が存在しないとされており（甲48「行政文書不開示決定通知書」）、連合長が大分市の事例をどのように参考にしたのかすら、全く明らかではない。

さらに、広域連合は、今回の入札手続きにあたって、少なくとも、焼却灰の資源化に関する「市場調査」は行っていないこと（甲49「行政文書不開示決定通知書」）、さらに、第2回入札説明書等に関する質問意見（甲15）においては、企業グループからは、「この措置を行わなければ辞退する」旨を示唆したような記載が存在しないことを考慮すれば、そもそも今回の契約内容の変更が不可欠であったとまではいえず、したがって、合理的な判断の下で行われた契約変更とはいえないというべきである。

以上より、入札申請期限の締め切り（令和4年10月3日）後に、令和4年12月2日付けで、契約内容を変更して契約に至ったことは違法な契約の締結である。

エ 本件事業の焼却灰等資源化業務の履行期間が15年短縮されたにもかかわらず、契約金額を減少させずに契約の締結に至った違法

上記のとおり、令和4年8月17日に公表された「要求水準書（運営

維持管理業務編)」(第3章第8節1)(甲5)、「基本契約書(案)」第6条第4号(甲6・2頁)、同第9条第4項(甲6・4頁)、同第13条(甲6・6頁)、「運營業務委託契約書(案)」第28条第1項(甲7・10頁)、及び、「焼却灰等資源化業務委託契約書(案)」第1条第4項(甲8・1頁)においては、本件事業における焼却灰等資源化業務は、運営事業者たるSPCが受注する運營業務委託の一環として広域連合からこれを一括して受注し、SPCが自ら業務を行わない場合においても、焼却灰等資源化企業にその業務を請け負わせる構図となっていた。

すなわち、本件事業においては、SPCが広域連合からの直接の受注者の立場にあり、令和9年7月1日から令和29年3月31日までの19年9カ月間、運營業務の一環として、焼却灰等資源化業務においても履行義務が生じていたものである。

なお、この契約の構図は、廃棄物処理法第6条の2第2項、第7条第14項、及び、同法施行令第4条第3号によって禁止されている「再委託」とならないよう(平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号を踏まえて)、㊦広域連合、㊧SPC(本件では、天草グリーンサービス株式会社)、㊨焼却灰等資源化企業の三者契約であることを「焼却灰等資源化業務委託契約書(案)」(甲8・1条4項)に明文化して、三者が確認したうえで契約を締結することとしている。

一方で、令和4年12月2日付けで変更された内容に基づき(甲22)、令和5年8月21日、ツネイシカムテックス株式会社他1社、及び、三池精錬株式会社他1社(以下「焼却灰等資源化企業」という)と締結した「焼却灰等資源化業務委託契約書」(甲31)1条4項により、焼却灰等資源化企業が広域連合から直接受託すること変更されている。

一方で、「運營業務委託契約書」第28条第3項(甲27・10頁)、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第1条第16項(甲31・2頁)、及び、同契約書別紙3(甲31・23頁)により、SPCは、運營業務委託の一環として、焼却灰等資源化企業から広域連合に提出される「月間業務報告完了書」や、「委託費請求書」の代理提出及び代理受領の事務取次を行う

に留まる。

すなわち、焼却灰等資源化業務委託は、前述の令和4年8月に公表した内容（甲5～8）と異なり、SPCの運營業務の一環ではなく、SPCに履行義務は存在しないものへと変更されたのである。

そして、このことに伴い、焼却灰等資源化企業（ツネイシカムテックス）に負わせるべき履行期間は、従前の19年9カ月ではなく、「基本契約書」第9条第4項（甲25・4頁）に基づき、令和14年3月31日に短縮された。なお、履行期間を短縮したこと自体は、令和6年1月24日付け公開質問状回答（甲12）においても連合長は認めている。

すなわち、本件における当初の「予定価格」は、19年9カ月の焼却灰の資源化金額を含めたものであったにも関わらず、実際の焼却灰等資源化業務契約書の履行期間は、上記のとおり、令和14年3月31日までの5年間であり、約15年間、ツネイシカムテックスの負う焼却灰等資源化業務の履行期間が短縮された分の減額がなされてないまま、契約に至っているのである。

この点について、連合長は、令和6年1月24日付け公開質問状回答（甲12）において、「6年目以降も広域連合と事業者が協力して焼却灰等資源化業務を行うため設計金額の変更の必要はない」と回答した。

しかし、「基本契約書」（甲25）、「運營業務委託契約書」（甲27）、「焼却灰等資源化業務委託契約書」（甲31）には、「焼却灰資源化業務そのものについて協力する」との規定は何ら存在しない。

そうすると、令和14年4月1日以降、ツネイシカムテックスらが、焼却灰等資源化業務を行うべき法的根拠は存在しないのであるから、連合において、令和14年4月1日以降の対価を支払う根拠は存在しないことは明らかである。

以上からして、令和4年8月17日に公表した、当初は、SPCが19年9カ月の間、焼却灰等資源化業務を運營業務の一環として受注させることを目的として設定した予定価格（335億8500万円）について、減額措置を行わなかったことは、適正な「予定価格」について定める地方

自治法第234条第3項、及び、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」（下線部は代理人による）とする予算決算及び会計令第80条2項、及び、これと全く同様の文言を用いた天草広域連合契約規則第6条3項の規定に反するものであり、違法な「契約の締結」（地方自治法242条1項）である。

オ 基本契約書(甲25)の定め反する契約日で各契約が締結されている違法

次に、本件では、「基本契約書」第9条各項（甲25・4頁）において、関連する各業務契約書は、「基本契約書」締結の日付（令和5年7月26日付け）で締結することと定められているが、上記（1）のとおり、各契約書の締結日は、同年7月28日、あるいは、同年8月24日となっており、基本契約書締結日（令和5年7月26日）とは明らかに異なる。

このように各契約書の契約締結日に明らかな「矛盾又は齟齬」がある場合、基本契約書第5条によって、基本契約書が優先されるため、いずれにしても、各業務契約書締結日は基本契約書と同日でなければならない。

にもかかわらず、連合長は、誤って締結した工事請負仮契約を広域連合議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、令和5年8月24日に開会された天草広域連合議会定例会に提案し議決を得て、本契約の効力を生じさせた。

この点は、明らかな過誤であり、契約条項に反する扱いとなっている以上、違法な契約の締結であり、この点も是正されなければならない。

カ ツネイシカムテックスにより焼却灰等資源化施設が存在しないにもかかわらず、存在するかのような虚偽の申告がなされた上での契約の締結が違法であること

本件事業において、新たなごみ処理施設で発生する主灰に関する焼却灰等資源化業務を行う施設は、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第8条第2号（甲31・4頁）によって、「広島県福山市箕沖町107-5 福山工場」

と指定されている（甲31・22頁）。

ところが、同施設は、令和5年8月17日の広域連合職員の現地視察（甲52「復命書」）、及び、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第10条第2項2号（甲31・4頁）に基づき、ツネイシカムテックス株式会社から提出された施設概要（甲53・4～13頁）は、別の施設であったことが明らかであるから（同13頁には「埼玉工場」と明記されている）、連合長は、ツネイシカムテックスの福山工場が存在しないことを本件契約の締結以前の段階で確認したにもかかわらず、本件契約に至っている。

すなわち、そもそも、本契約の締結時において、焼却灰等資源化業務の遂行をするための施設は存在しないのであり、これが存在するかのような前提で契約を締結して、契約代金を支払ってしまえば、事後的にその代金額を不当利得等で回収できる保証はどこにもないのであるから、かかる契約の締結は違法である。

また、令和5年5月16日に実施された第11回選定委員会において、いるかグループ担当者は、上記の「広島県福山市箕沖町107-5 福山工場」について、「稼働前の状況で現在工場を建設中である」と発言したが（甲54・2頁）、上記のとおり、令和5年8月17日の広域連合職員の現地視察によって、同地は当時の状況で更地であり、令和6年1月から令和8年8月の工事期間であることが明らかになっている（甲52「復命書」）。

すなわち、令和5年5月16日の第11回選定委員会におけるいるかグループの発言は事実と反する虚偽の発言であり、前述の種々の事実を踏まえたとしても、「入札説明書」（甲11）「（11）入札に関する留意事項」「7）（ウ）不正行為があったと認められる入札」、あるいは、「（オ）事業提案書等に虚偽の事実を記載した者が行った入札」（いずれも甲11・14頁）に該当することは明らかであり、本件入札は無効である。

そして、実際に、福山工場の建設が不可能となり、事業実施の目途が立たないのであるから、このような違法な契約のために住民の貴重な血税を支出することは許されないことはいうまでもなく、本件契約自体が違法である。

キ 本件事業自体が従前の5つのごみ処理場の必要経費よりも高額であること、及び、それを秘したまま契約締結に至った違法

令和6年1月24日付け公開質問状回答書（甲12）によれば、本件事業の目的は、「天草圏域にある5つのごみ処理施設を集約化し、ごみ処理の効率化、経費削減を行うことなど」であった。これは要するに、現状の5つの処理場をそれぞれ改修等して運営するよりも、これを集約して新たに1つの処分場を新設した方が、経済的に合理性があるという趣旨である。

連合長が予定価格を設定した時点において、本件事業を実施することによる1年度あたりの経費削減効果は、構成市町（天草市、上天草市、苓北町）と広域連合が負担する経費が平成30年度から令和2年度の決算額平均（17億2742万4000円）と比較し、2742万4000円減額すると見込んでいた（甲55「天草広域連合勉強会Q&A集」）。

ところが、いるかグループが入札した運営費209億円（税込）は、予定していた運営費191億4440万円（税込）と比較しても、17億5560万円増の額となっており、これを運営期間である19年9カ月で割ると、1年あたりで、約88,891,000円の増額となる。

その結果、当事業開始後の1年あたりの天草圏域のごみ処理にかかる経費は、17億8889万1000円となり、当初の想定よりも6146万7000円増額したことになる。

また、連合長は、令和4年7月19日に召集された広域連合議会臨時会において、本件事業にかかる国庫補助額（循環型社会形成推進交付金）を59億1100万円、一般財源を310億3250万円と見込んでいたが、いるかグループの入札価格にかかる国庫補助額（循環型社会形成推進交付金）は53億5920万円、一般財源は314億9080万円であり、少なくとも、一般財源は、4億5830万円増額となっている（甲56「設計・建設業務費の財源内訳及び年度別内訳」）。

すなわち、本件事業を行うことによって、そもそも従前の5施設での運用の場合と比較して、更に高額な負担が生じるのであるから、本件事業の正当性自体が失われている。

さらに、これらの事実について、連合長は、令和5年5月の落札者決定以降に開催された、天草広域連合議会の全員協議会、あるいは、広域連合議会の会議において何ら説明することなく（甲57～62）、広域連合議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、令和5年8月24日付け天草広域連合議会定例会に工事請負仮契約の締結について提案し、その議決を得て、その他7件の事業契約の効力を生じさせた。

このような契約締結の在り方は、「広域連合は、その事務を広域的に捉え、効率運営を行い、もって負担金の軽減を図るよう努めなければならない」と定める天草広域連合負担金条例第7条に反する違法な契約の締結である。

#### ク 焼却灰等資源化業務委託契約を解除して公金支出を止めるべきこと

上記事実経過でも述べたとおり、令和5年12月20日、及び、令和6年1月17日にかけて、川崎技研から、連合長に対し、新ごみ処理施設から排出される主灰に関する焼却灰等資源化業務について、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第8条及び別紙2（甲31）に指定されたツネイシカムテックスの福山工場の建設が当面中止となった旨が報告された（甲63「令和6年第1回議会全員協議会議事録」9頁）。

なお、川崎技研によれば、ツネイシカムテックスの埼玉工場で焼却灰を資源化する代替案を提出した（甲64「令和6年3月8日全員協議会資料（川崎技研グループの代替案について）」）。

しかし、天草広域連合とツネイシカムテックス株式会社との間の「焼却灰等資源化業務委託契約書」第8条第2項、及び、同別紙2では、資源化対象物を焼却灰（主灰）、資源化施設を福山工場（広島県福山市箕沖町107-5）と明記されている。

上記のように、福山工場の建設が当面中止となり、ツネイシカムテックス自身から「埼玉工場」への搬送が提案されている以上、福山工場の建設は事実上不可能になったと考えざるを得ない。

このことは、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第8条第2項及び別紙2（甲31）において定める焼却灰等資源化業務を、ツネイシカムテックスが

履行することが不可能となったことを示している。

また、焼却灰等資源化業務が、事業提案書をもとに実施されとしても、「事業提案書」は、「入札説明書」(甲11・13頁)「(11)3(イ)」において、「変更、差し替え、再提出」を認められていないのであるから、当初の契約内容に反し、事業者側の都合によって、福山工場で焼却灰を資源化できないことは、事業者に帰責性のある契約の不履行に当たることは明らかである。

なお、川崎技研の示した代替案(甲64)は、不測の事態が生じた場合、ツネイシカムテックス埼玉工場に代替する旨回答している。しかし、同資料によれば、「焼却灰等資源化業務委託契約」(甲31)を締結(令和5年8月24日)する以前の令和5年7月の時点で、福山市が市域外の一般廃棄物の受け入れが困難であることをツネイシカムテックス側に伝えていたことは明らかであり(甲64・2枚目)、福山工場において、現実に焼却灰等資源化業務が履行できない恐れがあることは十分想定し得たところである。

さらに、仮に、福山工場ではなく埼玉工場に焼却灰を運送するとしても、そもそも、その履行期間は、上記エのとおり、5年間に短縮されており、令和14年4月1日以降は、ツネイシカムテックスは、埼玉工場への焼却灰の搬送義務も負っていない状況下において、将来の予測不可能な事情の変更によって、運送費や資源化業務に要する経費が増大した場合、さらに多額の費用負担を強いられる可能性は十分にあると考えるべきであるから、現状において、天草広域連合の損害を最小限に食い止めるためには、ツネイシカムテックスの債務不履行に基づく契約解除をすべき状況にあることは明らかである。

以上のことから、天草広域連合は、「焼却灰等資源化業務委託契約書」第29条第2号、同4号、同6号(甲31・9頁)に基づき、当該契約は解除して、契約代金の支出義務を負った現状から、契約前の原状に復すべきである。

本件事業に関する全体的な契約解除についても、本件事業は入札説明書(甲11・4頁)「第2章 6. 事業方式」に示すとおり、DBO方式(Design

Build Operate) にて実施されるものである。このDBO方式は、一般論として、民間事業者が運営 (Operate) を見据えて施設を設計 (Design)・建設 (Build) することで、より効率の良い事業の実施を行うことを目的とされている。

このことを踏まえれば、DBO事業の一部として契約した焼却灰等資源化業務委託の受注者であるツネイシカムテックスの責めによって履行不能となった以上、現在の契約のまま本件事業を続行することは、DBO事業としての本件事業の目的を達しえないことは明らかである。

上記のとおり、ツネイシカムテックスが受注する焼却灰等資源化業務委託契約に明らかな債務不履行が存在するから、「基本契約書」(甲25)第9条第6項の規定によって契約を解除するとともに、これと合わせて、「工事請負契約書」(甲26)第44条第11号、及び、「運營業務委託契約書」(甲27)第58条第8号、その他5件の各業務委託契約書(甲31を除く)においては、それぞれ第29条第8号の規定によって、契約の全体を解除すべきである。

### 3 天草広域連合傘下の住民に発生が予測される損害

上記2ア～クの各違法な契約の締結(ア～キ)、及び、契約後の債務不履行(ク)により、天草広域連合は、適正な契約金額ではない契約を締結し、あるいは、実現可能性のない契約を締結させられ、当初の想定範囲外の事情が生じている。

そもそも、今回の新ごみ処理施設整備・運営事業は、30年以上の長期的な運用を想定した上で、約20年間の予定価格を策定してスタートしているが、上記エのとおり、焼却灰等資源化業務の履行期間が19年9月から5年に短縮されたにもかかわらず契約金額は減少していないことは明らかに住民の血税の無駄遣いに他ならない。

加えて、当初の契約内容である福山市における焼却灰等資源化業務の実施が不可能となったのであれば、埼玉工場での資源化業務の実施に、どの程度の経費を要するののかの極めて慎重な再検討が必要であるにもかかわらず、

それとなされてない。

要するに、この場面で契約を解除せずに本件事業に突入した場合、令和14年4月1日以降、更なる経費の負担を強いられることになるのはほぼ明白であって、後世の天草市、上天草市、及び、苓北町の住民にとってみれば、今まさにこの瞬間の誤った判断に、長年にわたって拘束されることになるのであるから、現状における判断の誤りは、数十年後にまで影響を及ぼすことが明らかである。

天草広域連合の監査委員におかれては、このことを真摯に憂う天草住民らの願いを受け止め、住民らの貴重な血税を無駄にしないための賢明な判断を行って頂きたい。

#### 4 結語

以上より、本件では、天草広域連合が違法な契約を締結したことは上記のとおりであるから、同契約に基づいて公金を支出することも違法であり、天草広域連合傘下の住民の血税を原資とする公金の支出は差し止められなければならない。

そして、このような監査請求にもかかわらず、天草広域連合長が公金を支出した場合には、天草広域連合との間で、その財産に対して善良なる管理者としての義務を負う連合長が、その義務に反して、巨額の公金を支出したことにより、天草広域連合に損害が生ずることも明らかであるから、天草広域連合長が天草広域連合に対して、債務不履行責任（民法415条）を負うことになる。

以上より、請求人らは、上記のとおり、天草広域連合職員措置請求に至るものである。

以 上

#### 添付書類

- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 | 証拠説明書 | 1 通   |
| 2 | 甲号証   | 各 1 通 |
| 3 | 委任状   | 3 6 枚 |